

生駒市条例第13号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「企画財政部」を「総務部、地域活力創生部」に改め、「消防本部」を削り、「監査委員」の次に「農業委員会」を加え、同項第2号中「市民福祉委員会」を「市民文教委員会」に、「福祉部及びこども健康部」を「及び教育委員会」に改め、同項第3号中「環境文教委員会」を「厚生消防委員会」に、「環境経済部、教育委員会及び農業委員会」を「福祉健康部及び消防本部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の生駒市議会委員会条例に規定する市民福祉委員会の委員長、副委員長及び委員である者にあつては改正後の生駒市議会委員会条例に規定する厚生消防委員会の委員長、副委員長及び委員に、改正前の生駒市議会委員会条例に規定する環境文教委員会の委員長、副委員長及び委員である者にあつては改正後の生駒市議会委員会条例に規定する市民文教委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。